

静岡県告示第59号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、栃山川水系栃山川及び木屋川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県島田土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

静岡県知事 川 勝 平 太